更別村住宅リフォーム支援事業のお知らせ



更別村では、「ゼロカーボン宣言」の達成に向け、住宅における温室効果ガスの削減を図るとともに、住宅リフォームによる良好な住環境を形成し、将来的な住まいの安心安全の確保と地域経済の活性化として、住宅リフォーム支援事業を行っています。

◆助成対象者

〇村内に住所を有する方で、自ら居住する住宅のリフォームを行う方。

〇更別村空き地・空き家バンクに賃貸目的で登録された住宅のリフォームを行う方。

〇**助成金の交付申請する日から起算して、過去 10 年間**において本事業及び更別村住宅建設等助成金の交付を受けていない方。

〇市町村税、村使用料等の公共料金を滞納していない方。

◆助成対象住宅

〇村内に建設されているもので、居住の用に供する部分（住宅部分）を有するもの。店舗等と同一となった家屋では、住宅部分のみを対象とする。

◆助成対象となる工事

〇村内業者が請け負うリフォーム工事。

〇次に掲げる工事で、工事金額（税抜）が３０万円以上のもの。

１．住宅の増築工事、改築工事

２．住宅修繕のうち次に掲げるもの。

●基礎、土台、柱の改修●外壁、屋根の改修●床の張替工事●壁紙の貼替工事

●部分的な断熱改修工事●建具の改修工事（ガラス、サッシ、扉、ドア、襖等）

●畳の表替え、取替工事●手摺等設置工事●段差解消工事

●キッチンの取替、ユニットバス、便所の改修工事●間取り変更工事

●スイッチ、コンセントの改修●給水、給湯、排水、ガス管の改修工事

３．性能向上リフォーム工事のうち次に掲げるもの。

●断熱改修（開口部または外壁・屋根・天井・床の全面）

●高効率設備の導入（高断熱浴槽、電気ヒートポンプ、ガス給湯器、石油給湯器、燃料電池システム、ＬＥＤ照明、節水型トイレ等）

●その他、村と協議し認められたもの。

◆助成対象とならない工事

●外構（庭、門、塀、舗装、ロードヒーティング等）工事

●物置、車庫等住宅以外の工事●ストーブ、エアコン等の購入、設置工事

●取り外しが容易にできるもの（家具、家電、照明器具、ＴＶアンテナ）等の購入、設置に要した費用**●中古品の設置●太陽光発電設備の設置**

◆助成金額

〇リフォームに要した費用の２０％（上限額は２０万円）。**ただし、性能向上リフォーム工事費が１０万円を超える場合は、費用の３０％（上限額３０万円）とする。**

※1,000 円未満の端数は切り捨てとなります。

※**助成金額の半額分をどんぐり商品券**にて交付します。

◆申請に必要な書類

〇交付申請

- 交付申請書（当該年度の１月末まで）
- リフォームを行う住宅の所有者が明らかとなる書類（登記事項証明書、固定資産税通知書等）
- 工事請負契約書の写し
- 工事見積書の写し
- 写真（住宅全体の写真と、リフォーム対象箇所の施工前を撮影したもの）
- **性能向上リフォームの場合は、性能を満たすことを示すもの**
- 本村の住民基本台帳に登録がない場合、住民票謄本及び納税証明書
- その他村長が必要と認める書類

〇完了実績報告

- 完了実績報告書（交付決定年度の**２月２０日**まで）
- リフォーム工事代金に係る領収書
- 工事写真報告書（リフォーム対象箇所の**施工前後**を撮影したもの）
- その他村長が必要と認める書類

◆その他

- 虚偽又は不正な手段により交付を受けた場合には、助成金を返還していただきます。

― 助成金に関する問合せ ―

更別村役場建設水道課建築係

〒089-1595　更別村字更別南１線９３番地

ＴＥＬ　０１５５－５２－５２００（直通）

ＦＡＸ　０１５５－５２－３２８６

ＵＲＬ　http://www.sarabetsu.jp

